

令和4年9月12日

## 公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価が、令和3年度当初の労務単価に比べ上昇したことを受け、国土交通省が講じた労務単価の運用に係る特例措置に準じ、本市においても、下記のとおり措置を実施します。

※特例措置についての本市の具体的な取扱い・手続きを明確に提示するため、文書化したものです。

### 記

#### 1. 特例措置の内容

新労務単価<sup>※1</sup>への改定に伴い、2に定める工事及び業務委託の受注者は、旧労務単価<sup>※2</sup>に基づく契約を当初契約時点の新労務単価等<sup>※3</sup>に基づく契約に変更するための請負代金額及び業務委託料の変更の協議を請求することができます。

※1 「新労務単価」：令和4年3月1日適用の一般労務単価、設計技術員労務単価、測量技術員労務単価、地質調査技術員労務単価等(土木工事積算単価表等記載)

※2 「旧労務単価」：令和4年2月28日以前適用の一般労務単価、設計技術員労務単価、測量技術員労務単価、地質調査技術員労務単価等(土木工事積算単価表等記載)

※3 「当初契約時点の新労務単価等」：当初契約時点の労務・材料等単価

#### 2. 対象工事及び業務委託

令和4年3月1日以降に契約を行った工事請負契約及び業務委託契約のうち、旧労務単価を適用して工事費及び業務委託費を算定しており、完成の届出がなされていないもの。ただし、積算上において、見積により決定した単価は、対象外とします。

#### 3. 請負代金額及び業務委託料の変更

変更後の請負代金額及び業務委託料については、次の方式により算出します。

変更後の請負代金額及び業務委託料＝

変更前請負額

×変更発注者積算工事等価格<sup>※</sup>×(1+消費税率)

変更前発注者積算額

※ 当初契約時点の新労務単価等により積算した工事及び業務価格

#### 4. 請求方法・期限

この特例措置に基づく請負代金額及び業務委託料の変更にかかる受注者からの協議の請求については、契約期間内に変更契約ができるよう当該工事等を所管する課に行ってください。

(この件に関する問い合わせ先)  
南あわじ市 総務企画部財務課 契約係  
TEL 0799-43-5210 FAX 0799-43-5310